

## 大津家庭裁判所委員会議事録

- 1 日時  
平成23年2月7日(月)午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所  
大津地方裁判所小会議室(本館4階)
- 3 出席者  
(委員)五十音順・敬称略  
伊東真理子, 上野有理, 大久保和久, 大野正男, 小川卓爾, 沢井進一, 柴田寛之,  
千貫悟, 高橋陽一, 内藤悟  
(事務担当者)  
梅森昌行, 中野典子, 伊藤一郎, 吉田進, 藤原扇一, 吉川昌範, 大本善久  
(ゲストスピーカー)  
谷口秀弥
- 4 議事
  - (1) 委員の異動の報告  
事務担当者から, 学識経験者委員1名について, 再任の旨報告があった。
  - (2) 補導委託制度等の説明について  
事務担当者から, 少年審判の基礎的説明, 試験観察及び補導委託制度に関する説明(少年審判手続の流れについてビデオ視聴)
  - (3) 補導委託制度の実情について  
補導受託者による補導委託の実際についての紹介
  - (4) 意見交換(「少年審判における試験観察及び補導委託制度について」)  
発言要旨は, 別紙のとおり
  - (5) 次回の開催日程  
委員の都合等を調整の上, 平成23年6月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, □ゲストスピーカー, ▲事務担当者)

- 事前に配布された資料等を見て, 補導委託制度において, 受託者資格や試験観察後の少年の環境整備など, 時勢に合った制度として整備されているのか疑問に感じた。
- ▲ 受託者資格について, 制限はないが, 最高裁の通達等に基づいて, 各庁において適格性を判断して対応している。補導委託終了後の少年の受入れについては, 試験観察が終われば見極めが終わったということで元の家庭に戻っていくことが多いが, 少年が希望すれば受託先で生活を続ける場合もある。
- 受託者の確保が難しく, 受託者資格にしぶりがないとなると, 問題が生じかねないのではないかと。また, 試験観察後, 元いた環境に逆戻りすることの問題点等が指摘されているところ, 少年が児童養護の対象になるという観点からすると, 少年の処遇や身を置く環境への配慮が必要ではないかと感じた。
- 受託者は, 新たになる人も多いのですか。
- 受託者の会があり, 私の親の代がやっていたときは, その会には約30名の受託者がいたが, 今は7, 8名である。新たに開拓ということで, 知り合いにお願いしたこともあったが, そのときに入って続けている人は2名である。
- ◎ 大津家裁では, 委託先を新しく開拓する必要があると考えているのか。
- ▲ 大津には委託先は7か所あるが, 他庁に登録している委託先にも頼っているのが現状である。少年の行動傾向が社会情勢に応じて変わってきているので, 少年のニーズに応えられる多様な委託先があってもいいと思う。
- ◎ 委託先の開拓については, 弁護士会としても協力したいと考えており, 愛知県弁護士会などでは, 補導委託先開拓プロジェクトがあると聞いている。受託者になることについて, 人に勧めやすいか, どうすれば受け入れられやすいか, お伺いしたい。
- いきなり自分の家に他人を入れるのは難しい面があると思うので, 最初は負担の軽い通所の形で受け入れた方が続けやすいかもしれない。また, 自分の仕事や家庭の状況から, 無理をせずに受け入れることが大事だと思う。私自身無理をしようまいかなかった経験があるので, 無理をせず, 希望も言うようにしている。
- △ 統計によれば, 一般事件における試験観察決定の割合, その内補導委託を行った割合はかなり少ないとのことだが, 委託先が増えれば補導委託の事案はもっと増えるのか。
- ▲ 委託先が多いから, 補導委託を行う事案が増えるかというとは必ずしもそうとは言えない。試験観察は, 処分の見極めがつかない場合を想定しており, その中で補導委託制度を付随的に活用するもので, 裁判官が処分を決めるのに見通しがたつようなものまで経過を見るために補導委託をすることはないと思う。  
委託先の種類が多ければ, 仕事面や委託の形も多様になり, 補導委託を選択する際のバリエーションが増えるかもしれないということである。また, 他庁の委託先を利用している状態であり, 他庁が利用しているときは活用できないし, 他庁の委託先は遠方のことが多く, 日頃の, あるいは緊急の際の家裁調査官の調査に支障が生じるこ

ともある。

- △ 現状、裁判所として委託先を増やそうという試みはしているのか。
- ▲ 現状、裁判所としては、委託先や調停委員等から情報をいただいた上で、受入先の紹介を受けるなどした場合、お願いできる人がいればアプローチしている。
- ◎ 弁護士として関わった少年について、今働いているところの雇用主が信頼できるという場合などに、弁護士から裁判所にこの人どうですかと言えば対応はしてもらえるのか。
- ▲ そういう話があれば、情報をいただけたら大変ありがたい。その際は、その候補者にリーフレットなどを用いて説明させていただく。そのリーフレットは、家裁調査官室に備え置き、関心を持っている人に対して裁判所から説明する際に活用している。
- ◎ 裁判所に来る一般の人が見ることができるようになれば広報になり、補導委託制度について、関心のきっかけにもなるのではないかと思う。
- ▲ そういう意見もあるかもしれないが、このリーフレットだけを一般の方に見ただいてすぐに補導委託制度について理解してもらうことは難しいと思うので、関心を持つ人に説明する際に活用させてもらっている。
- 補導委託制度があることは裁判所のHP等を見ないとわからないとなると、そもそも開拓も難しいのではないかと思う。
- 地域の人々の理解について、受託者をしていて、受け入れている少年が試験観察中ということで、取引先や近隣等の地域の人との関わりで問題になることはないか。
- 容姿や態度で気になる少年もおり、地域の人に気を遣うことはある。
- 制度を円滑に進めていくためには、いろいろな人にこの制度を広報しておく方がスムーズにいくのではないか。一般の人にそういうことが知れたときに、スムーズに受け入れられる土壌を作っておくべきだと思う。
- ゲストスピーカーの話に興味深く聞かせてもらった。補導委託を受ける少年は、それまで問答無用の愛情を感じたことはなく、そういう制度の中で、何かを感じ、信じていくことができる体験ができることはいいことだと思った。補導委託制度について、少年の個性を考え、多面的に、従来の委託先を大切にしながら多様性を持った方向へ広げていくことが大事だと思う。
- 最初のイメージだと、生活指導的な要素が強いかと思ったが、ゲストスピーカーの話聞いて、実際は必ずしもそうでもないと感じたが、その点はいかがですか。
- 生活指導をどこまでするかは、受託者の仕事や家庭の事情などもあり、どこまでするかは人によると思う。
- ◇ 私が関与した事件で、大津家裁で補導委託を活用した例は1件だが、その事案では名古屋の委託先をお願いした。試験観察になる事案は、少年院か、社会内処遇か、かなり微妙な事案であり、単に親元に帰しても元の生活環境ではどうしようもないというときに、一定期間委託して預かってもらい、必要に応じて仕事をしていく中で観察していくことになり、全体のケースからいくと限定された事案になる。そういうときに委託先としてバリエーションがあった方がいいと思う。また、何かあったときに家裁調査官が駆けつけるにしても遠方だと大変なので、大津に委託先が数あればそれにこしたことはないと思う。

- 補導委託をする場合、その目的、こういう点を観察したい、こういう点を強化してなどといった指導要綱のようなものは委託先に伝えるのか。
- ▲ そういうものは渡さないが、担当家裁調査官から、少年の状況や受託する狙いなどについて説明する。
- ◇ 審判廷でも、試験観察になった場合、補導委託する目的などについて告げ、規則正しい生活をする等の約束事について説明し約束させることはある。
- ▲ 受託者については、審判に立ち会っていれば、そこでその内容を聞くことになるが、立ち会っていないときは、家裁調査官から伝えることになる。
- 試験観察における補導委託は終局決定ではなく、最終処分を判断するためのもので、審判において、こういう所でボランティアをなささい等の具体的にそのねらいとするところを内容とする決定ができないとのことだが、少年が社会に出るためにはそういうことが必要なのではないかと思う。そうでないと頭のいい子は、審判は長くなるが、その期間さえうまく過ごせば、少年院に行くリスクが減ると考える少年もいるのではないか。
- ◇ ある程度の枠組みの中で、その期間ちゃんとできるというプラスの評価もできなくはないと思う。
- 保護観察でよければ保護観察の判断が出ているので、試験観察になる少年は、それより重い、少年院に行くかどうかのところで処分に迷う少年になる。補導委託は、数か月というある程度の期間お願いすることになるので、少年院に行きたくないという理由であっても、その間しっかりできる子は一定の評価ができると思う。
- 試験観察後も委託先で仕事を続ける少年がいるが、試験観察中、仕事をがんばってきたのに、観察期間が終わったとたん、悪いことはしないが、生活態度が悪くなり仕事が続かなくなる少年も結構いる。
- 話を聞いていると、受託者は、いわゆる篤志家と言われるような人達に頼んで運用されている制度のように思われるが、補導委託になる少年は保護観察より重く、そういう少年を預かる重さを考えると、それに要する費用については担保されるとは言え、システムとしてそれでいいのかと感じる。もっと受託者に報いるなど、位置付けを考え直すことも必要ではないか。
- ◇ 受託者の話を聞くと、確かに大変で、開拓と言っても容易ではないと感じた。そういう意味では、受託者は、生活指導を前面に出していくと難しく、まずは職業面の指導や最初は通所という形から始めていくのがいいと思った。
- 受託者として、裁判所にもっとこうしてもらおうとやりやすい等の要望がありますか。
- 受託するに当たり、裁判所から来る書類に、もっと少年の性格に関する情報があればいいと思う。少年の行動の裏には何かがあり、私達はそこまで読むことができない。家裁調査官はそうしたことを詳しく知っていると思うが、私たちもそういう部分を少しは知りたい気持ちがあるので、もっと資料をいただけたらありがたい。
- ▲ 補導委託になった場合には、家裁調査官から、受託者に書面で情報提供しているが、もう少し、どういう少年で、どういうねらいでお預けするのか、明確にして事前に情報提供すべきと感じた。家裁調査官においてきちんと対処しなければならないと感じている。

- 補導委託になる少年は身柄付きで、観護措置となる少年がほとんどで、鑑別所で性格診断等が行われている場合も多いと思うので、そうした結果を受託者にできるだけ情報提供していけばいいのかもしれない。
- ◎ 弁護士が少年に関わるのは、家裁に送致される前の逮捕段階からで、事実上争いがないければ、どういう処遇が適切かについて活動していくことになるが、その少年の家庭にどういう問題があるのかよくわからない。そういうところは、家裁調査官はプロであり、詳しいと思うので、早めに家裁調査官の意見を聞き、情報をいただけたら弁護士としても動きやすい。
- 制度のシステムがわからない中で話を聞いていて、やはり、システムとして整備されているのかという感じがした。例えば、受託者から連絡があった場合、昔とは異なり今は、調査官が遠くからでもすぐにかけてくれるとのことであったが、それはシステムとして整備されての対応の変化なのか、個人裁量によるものなのか。受託者資格について、審査はしているとのことだったが、話を聞いてみると、その対象は紹介される人がほとんどとのこと、受託者を広く募ったときに、どんな人が手を挙げるかわからず、それにも対応した審査システムになっているのかと疑問に思う。少年を預かるという重さからすれば、人権問題にも関わることになると思う。また、受託者の審判への出席が許可されない場合があり、その理由が受託者には知らされないとのことだった。少なくとも許可されない理由は受託者に通知されてしかるべきではないか。
- ▲ 裁判所としても、受託者を選定するにあたっては、少年非行に理解があるか、少年が生活する上できちんと環境が整備されているかというところ等、人的物的両面を考慮してほしいところである。

以 上